

(別紙2)

審査の結果の要旨

氏名 青木 敦

本論文は、10～13世紀に中国大陸の相当部分を支配していた宋朝を対象として、とくにその支配の重要な基盤をなした江南社会に対する統治のありかたを検討しようとしたものである。漢文史料の丁寧な分析という堅実な手法に依拠しつつも、新制度学派経済学などへの先鋭な理論的関心を踏まえた論文と言える。

論文全体は、三部に分かたれている。まず序章においては、旧来の時代区分論が暗黙の前提として中国の一体性を想定してきたことを鋭く批判し、新しい観点の必要性を訴えている。

第一部「地域偏差と開発」では、土地と人口の比率に着眼する。人口過多の地域と人口不足の地域では、相当に異なった労働力分配・土地経営の制度が必要であったことを示し、宋朝は、それら高人口圧の地域と未開発地域とをともに支配領域に含むことから、社会問題への対応においても独特の性格を持たざるをえなかったことが主張される。

第二部「地方官監察をめぐる諸問題」では、地方官に対する監察や勤務評定の制度が分析される。路の監司の役割は、宋朝の社会経済の実態に即しつつ設けられたものであったが、制度としては中途半端で、その問題点が当時から強く意識されていた。このように試行錯誤を重ねる宋朝の統治のありかたは、前後の王朝と比較するとき、過渡的な性格と位置づけられる。

第三部「江西の法文化と宋朝裁判」では、法文化の地域的な要因を探究している。とくに江西は人々が訴訟を好むという特性があり、裁判に勝つための技法への関心も高い地方として著名であったが、その背景として、開発の急速な進展による人口増という社会経済的な要因が指摘される。また、一定の条件のもと女子に財産を分け与える「女子分法」については、半世紀に及ぶ論争史のなかで特異な規定と見なされがちであったが、多分に現実即応的な態度で比較的きめ細かく法律を制定する宋朝の統治様式から理解できるとする。

本論文全体として主張される結論は、南中国の地域ごとの開発・移民の段階に即した様々な社会経済的実態に対し、宋朝はそれ以前の王朝と異なって真剣に向き合わざるをえなかったこと、またそのために宋朝は地方官の監察制度や詳細な法令制定といった個性的な統治様式を編み出していったということである。

本論文においては、理論的な関心と具体的な実証過程との結びつけ方は、やや性急なところもあり、たとえば「制度」の概念も曖昧な側面を残している。とはいえ、意欲的な問題意識にもとづき、堅実な実証を積み重ね、上記のような顕著な成果を得たことは、高く評価される。それゆえ、本審査委員会は、この論文が博士（文学）の授与に十分に値するとの結論に達した。